

『いじめ防止基本方針』

東海村立照沼小学校

令和8年4月1日策定

目 次

- 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方 P1
- 2 いじめ未然防止のための取組 P1
- 3 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組 P2
- 4 いじめ問題に取り組むための校内組織 P2
- 5 いじめ問題発生時の対応（校内・村内） P3、4
- 6 いじめ面談シート 記入例（様式 1・2） P5、6
- 7 いじめ防止のための取組年間計画 P7

東海村立照沼小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるようないじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために様々な方法を実施する。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校だけでなく、保護者・各種団体や専門機関と協力して解決に当たる。
- いじめの未然防止、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わい、自己有用感を高め、自己肯定感を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを周知する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① さわやかマナーアップ運動の実施(総務委員会を中心に)
【あいさつ運動、廊下の正しい歩行、黙働】
- ② 学級目標の策定
- ③ 人権標語募集への参加
- ④ 道徳授業の充実
日々の道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実や道徳の授業公開等を通して、心と心の交流を図る。
- ⑤ 職員研修の充実
生徒指導主事が中心となって、いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を計画・実施する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。

- ① 学習のねらいの明確化と教科間で共通した学習の流れの設定
学習のねらいを明確にし、視覚的にも授業の流れを分かりやすいように示し、見通しをもって学習に取り組めるようにし、主体的に学習に取り組めるようにする。

- ② 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動の充実
コミュニケーション能力を育てるスキルトレーニング等を行い、お互いを理解できるようにする。
- ③ お互いのよさをわかり合い、楽しさや喜びを分かち合う体験活動の充実
 - ・きょうだいグループでの異年齢集団活動
 - ・委員会活動、クラブ活動
 - ・学校行事、総合的な学習の時間

3 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

(1) いじめの早期発見のために様々な方法を実施する。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ② 年3回の「いじめアンケート」、「楽しい学校生活アンケート」を実施したり「いじめ・不登校早期発見のためのチェックリスト表」を活用して、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ③ 「いじめアンケート」や「楽しい学校生活アンケート」をもとに、「先生と語ろう月間」を含め、適時教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、「いじめ未解決ゼロ」の学校づくりを目指す。
- ④ 児童の様子に変化が見られる場合には、担任が積極的に働きかけ、当該児童に安心感をもたせるようにするとともに問題の有無を確かめる。
- ⑤ 担任が働きかけるだけでなく、生徒指導部が中心となって速やかに連携を図り、全職員が情報の共有を適切に行うことで、より多くの目で当該児童を見守る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、担任だけで抱え込むことなく、校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ 該当児童、関係児童の保護者とは、家庭での様子や交友関係などについて情報を集めて指導に生かす。また、保護者とも十分に話し合いをもつ。
- ④ 関係機関や専門家、地域と情報を共有し、連携して取り組む。
- ⑤ 被害児童と加害児童の心のケアを図るため、初期の段階からスクールカウンセラーなどと連携を図りながら教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーターが関わる。
- ⑥ 保護者には、「東海村教育支援センター」等の相談窓口の利用の紹介をする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「生徒指導部員会」

毎週火曜日の放課後、生徒指導主事、関係する担任、教務主任、教頭等による生徒指導部員会を開催する。児童の学校生活の様子等について情報交換し、共通理解する。特に気になる児童については、慎重に話し合う。

(2) 「いじめ問題対策委員会」

いじめ問題への措置を校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任等による「いじめ問題対策委員会」を設置する。いじめ問題発生時に担任等の関係職員を加え開催し、いじめ問題への対応や事後指導を行う。

また、必要な場合は、関係機関や専門家、地域等と敏速に支援体制をつくり取り組む。

5 いじめ問題発生時の対応（校内）

いじめの発見

- ①本人からの訴え【全職員】
- ②保護者・他児童からの訴え【全職員】
- ③教師の発見【全職員】
- ④関係機関、地域からの情報【全職員】

初期対応

- ①いじめ問題対策委員会の設置
【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・担任】
 - ②村教育委員会への報告・指導【教頭】
 - ③関係機関への報告・連携【教頭・生徒指導主事】
- ※犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

関係児童への 指導・支援

- ケース会議を行い、適切なアセスメントを行う。
- ①被害児童への支援(事実確認・情報収集・支援)
【教頭・生徒指導主事・養護教諭・担任・(SC)・(SSW)】
 - ②加害児童への支援(事実確認・情報収集・指導)
【教頭・生徒指導主事・養護教諭・担任・(SC)・(SSW)】
- ※被害・加害の訴えの一致点と齟齬点の確認

保護者への 指導・支援

- ①被害児童保護者への支援
(事実指導経過の報告・今後の対応説明・理解と協力の依頼)
【校長・教頭・生徒指導主事・担任・(SC)・(SSW)】
- ②加害児童保護者への支援
(事実指導経過の報告・今後の対応説明・理解と協力の依頼)
【校長・教頭・生徒指導主事・担任・(SC)・(SSW)】

継続対応

- ①関係児童への継続指導・経過観察（半年間）
【担任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談・(SC)・(SSW)】
- ②保護者への経過報告
- ③村教育委員会への経過報告・最終報告【教頭】
- ④関係機関への経過報告・最終報告【教頭・生徒指導主事】

東海村いじめ対応フローチャート ～いじめの訴えを聞いたら～

